

○安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱

平成28年7月29日

安中市告示第94号

改正 平成29年3月7日告示第17号

平成30年5月7日告示第70号

令和4年3月31日告示第54号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域交流活動拠点として空家を有効活用する場合に当該空家に係る改修等の工事を行う者に対して予算の範囲内において空家リフォーム事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に現に存する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国若しくは地方公共団体が所有し、又は管理するもの、公会堂及び集会所を除く。
- (2) 地域交流活動 別表に掲げる活動であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 活動の内容が具体的であり、かつ、地域の人々が交流する機会の確保に寄与すると見込まれるものであること。
 - イ 誰でも自由に参加できる活動で、1回当たりおおむね10人以上が参加する2時間程度のを年間10回以上定期的に開催すること。
 - ウ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない活動であること。
 - エ 公益を害するおそれがなく、公序良俗に反しないものであること。
- (3) 地域交流活動拠点 地域交流活動を行う場をいう。
- (4) 所有者 空家の所有権その他当該空家の管理、売却、賃貸、処分等に関し正当な権利を有する者をいう。
- (5) 市内活動団体 次に掲げる要件を全て満たす団体をいう。
 - ア 市内に主な活動の拠点を有し、5人以上で構成され、かつ、その構成員の半数以上

が市内に在住し、在勤し、又は通学していること。

イ 定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること。

ウ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないこと。

(6) 市内施工業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、空家に係る改修等の工事を施工する事業者をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる工事のうち、地域交流活動拠点として次条に規定する補助対象建築物の利活用をする上で必要な工事として市長が認めるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
- (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事
- (3) 壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修工事
- (4) 屋根、外壁等の外装の改修工事
- (5) 段差解消、手すりの設置、開口幅確保等のバリアフリー化の改修工事
- (6) 躯体構造補強のための改修工事
- (7) 増改築工事
- (8) 用途の変更に伴い法令上必要となる工事
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事

2 補助事業は、市内施工業者に施行させなければならない。

3 補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着工し、当該補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、地域活動拠点として利活用がされる空家であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅を含む。）であること。
- (2) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (3) 国又は地方公共団体（本市を含む。以下同じ。）からこの告示に基づく補助の目的と同様の補助を受けていない建築物であること。
- (4) 未登記の建築物（その敷地を含む。）でないこと。
- (5) 抵当権が設定されていない建築物（その敷地を含む。）であること。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に違反していない建築物であること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者及び団体（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を行う者又は市内活動団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者（当該所有者の2親等以内の親族を含む。）又は補助対象建築物を賃借し、若しくは購入する者又は団体
- (2) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者又は団体
- (3) 補助事業の完了後速やかに補助対象建築物を活用する者又は団体
- (4) 補助事業の完了後5年を超えて補助対象建築物を活用する者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は団体は、補助の対象としない。

- (1) 本市が賦課する税（以下「市税」という。）（市内活動団体の場合にあつては、当該団体の代表者の市税）の滞納のある者又は団体
- (2) 営利を目的とする者又は団体
- (3) 補助対象者又は当該補助対象者の世帯員若しくは構成員が安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等である者又は団体

（平29告示17・一部改正）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助事業に要する費用は、次に掲げる費用を除く。

- (1) 家電製品その他の物品の購入及びその設置に要する費用
- (2) 設計に要する費用

3 第1項に規定する補助事業に要する費用は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

4 第12条第2項の規定により補助事業の内容の変更についての市長の承認を受けた場合において、当該補助事業に係る費用の額が増額した場合は、当該補助事業に係る補助金の額を増額しないものとする。

（平29告示17・平30告示70・一部改正）

（交付申請）

第7条 補助金の交付を申請する者又は団体（以下「申請者」という。）は、空家リフォーム事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 空家となった経緯報告書（様式第2号）
- (2) 土地・建物登記事項証明書（申請日より3月以内に発行されたもの）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 同意書（様式第4号）（次条第1項本文の規定により所有者の同意が必要な場合のみ）
- (5) 市税に未納がないことの証明書
- (6) 補助対象建築物の付近見取図（様式第5号）
- (7) 工事見積書
- (8) 着工前の現場写真（様式第6号）
- (9) 建築確認済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合のみ）
- (10) 地域交流活動事業計画書（様式第7号）
- (11) 地域交流活動運営計画書（様式第8号）
- (12) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し（補助対象建築物を賃借し、又は購入する場合のみ）
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 市内活動団体が申請を行う場合は、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体概要書（様式第9号）
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

3 申請者は、特定の個人が識別できる情報を除き、市がホームページへの掲載等により事例を紹介することを了承しなければならない。

（所有者の同意）

第8条 申請者が補助対象建築物又はその敷地の所有者以外の者である場合は、補助事業の実施は、当該補助対象建築物又はその敷地の所有者に同意を得なければならない。ただし、申請者が当該補助対象建築物及びその敷地の売買契約を締結しようとする場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、補助対象建築物が共有名義であるときも、同様とする。

3 前条第3項の規定による了承は、申請者が補助対象建築物の所有者以外の者である場合

は、あらかじめ当該補助対象建築物の所有者の同意を得なければならない。ただし、申請者が補助対象建築物を購入した場合は、この限りでない。

(安全性への配慮等)

第9条 昭和56年5月31日以前に着工された補助対象建築物に係る申請者は、耐震性を向上させるための耐震改修を行う等により当該補助対象建築物の耐震性を確保するよう努めなければならない。

2 申請者は、補助対象建築物の活用に当たり、地域の良好な生活環境の維持及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

(事務手続の代行)

第10条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手続を第三者に代行させることができる。

2 申請者は、前項の規定により事務の手続を第三者に代行させるときは、委任状(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第11条 市長は、第7条の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、その結果について、空家リフォーム事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第11号)により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更又は中止)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者又は団体(以下「交付決定者」という。)が補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、速やかに空家リフォーム事業費補助事業変更(中止)申請書(様式第12号)により、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、空家リフォーム事業費補助事業変更(中止)承認通知書(様式第13号)により、交付決定者に通知するものとする。

(平30告示70・一部改正)

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業の完了後速やかに、空家リフォーム事業費補助事業完了実績報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業に係る費用の領収書の写し又はこれに代わるもの

- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 補助事業に係る費用の内訳を示す書類
- (4) 補助事業の完了後の現場写真（様式第15号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日以内の日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（平30告示70・一部改正）

（補助金の交付額の決定及び通知）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を空家リフォーム事業費補助金額確定通知書（様式第16号）により交付決定者に対し通知するものとする。

（平30告示70・一部改正）

（補助金の請求及び交付）

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、空家リフォーム事業費補助金請求書（様式第17号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（平30告示70・一部改正）

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を補助金の目的以外の目的に供したとき。
- (4) 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を除却し、又は当該補助対象建築物の補助事業を行った部分に著しい改修を行ったとき。
- (5) 市長の承認を得ずに補助事業の内容を変更し、又は中止したとき。
- (6) 第13条第1項に規定する実績報告書が同条第2項に規定する期限までに提出されないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、空家リフォーム事業

費補助金取消通知書（様式第18号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（平29告示17・平30告示70・一部改正）

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（報告の徴収）

第18条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、交付決定者又は当該補助事業の工事を施工する者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し報告させることができる。

2 交付決定者は、補助事業の実施状況等の確認のため、補助金の交付決定があった日が属する年度の翌年度から5年度間、当該年度の終了後1月以内に地域交流活動実績報告書（様式第19号）により、地域交流活動の実績を市長に報告するものとする。

（平29告示17・平30告示70・一部改正）

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日告示第17号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月7日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第54号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

別表（第2条関係）

分類	活動内容
地域活性	(1) 高齢者同士の集まり (2) 小さな子どもを持つ家族の交流 (3) 多世代間の交流
教育文化	(1) 体験学習 (2) 文化芸術の創造及び発表 (3) 国際交流
観光商業	(1) 観光客との交流 (2) 地場产品及び観光情報の紹介 (3) グリーン・ツーリズムの拠点を提供する活動
地域福祉	(1) 要支援家庭の児童・生徒の居場所を提供する活動 (2) 就労が困難な者の社会復帰を支援する活動 (3) 生活に係る相談の場を提供する活動
その他	(1) 地域の交流に資すると市長が認める活動 (2) 地域の活性化等に資すると市長が認める活動 (3) その他公益に資すると市長が認める活動

備考 この表の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、地域交流活動としない。

- (1) 特定の者の日頃の成果を発揮する目的で行う展示、発表会、イベント等の活動及びその練習
- (2) 単に教養の向上を目的とした勉強会又は学習会
- (3) 家元制又は流派による活動
- (4) 特定の者同士の親睦活動又は特定の者相互の利益のために行う活動
- (5) 活動に係る労働の対価としての賃金が類似の労働に対して得られる一般的な賃金の額と比較して著しく高額である活動

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

安中市長 様

空家リフォーム事業費補助金交付申請書

安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

申請者 (代表者)	区 分	<input type="checkbox"/> 空家所有者 <input type="checkbox"/> 空家賃借者 <input type="checkbox"/> 空家購入者		
	住 所	〒 —		
	フリガナ		連絡先 (電話)	(自宅 ・ 携帯)
	氏 名			
補助対象建築物の所在地		安中市		
活動内容 ※別表から選択				
施 工 業 者	住 所	安中市	連絡先 (電話)	(会社 ・ 携帯)
	名 称		担当者氏名	
予定工事期間		年 月 日から 年 月 日まで		
補助事業の 見積金額		円(消費税及び地方消費税を含む。)		
補助金交付申請額 (補助事業の費用×1/2) ※上限1,500,000円		円(1,000円未満切捨て)		

※ 上の太枠内の必要事項を全て記入してください。

添付書類

- 空家となった経緯報告書
- 土地・建物登記事項証明書(申請日より3月以内に発行されたもの)
- 誓約書
- 同意書(所有者の同意が必要な場合のみ)
- 市税に未納がないことの証明書
- 補助対象建築物の付近見取図
- 工事見積書
- 着工前の現場写真
- 建築確認済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合のみ)
- 事業計画書
- 運営計画書
- 賃貸借契約書又は売買契約書の写し(補助対象建築物を賃借し、又は購入する場合のみ)
- 団体概要書(申請者が市内活動団体の場合のみ)

別表(抜粋)

分類	活動内容
地域活性	(1) 高齢者同士の集まり (2) 小さな子どもを持つ家族の交流 (3) 多世代間の交流
教育文化	(1) 体験学習 (2) 文化芸術の創造及び発表 (3) 国際交流
観光商業	(1) 観光客との交流 (2) 地場产品及び観光情報の紹介 (3) グリーン・ツーリズムの拠点を提供する活動
地域福祉	(1) 要支援家庭の児童・生徒の居場所を提供する活動 (2) 就労が困難な者の社会復帰を支援する活動 (3) 生活相談の場を提供する活動
その他	(1) 地域交流活動に資すると市長が認める活動 (2) 地域の活性化等に資すると市長が認める活動 (3) その他公益に資すると市長が認める活動

※ 市使用欄

收受印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

安中市長 様

住 所

申請者
(代表者)

連絡先

空家となった経緯報告書

私が安中市空家リフォーム事業費補助金を申請するに当たり、次の建築物が現に空家であることを次のとおり報告します。

なお、必要に応じて当該建築物の水道の開栓状況等を担当者が確認することに同意します。

補助対象建築物の所在地	安中市
最終居住者	
空家となった理由	<input type="checkbox"/> 居住者の転居 <input type="checkbox"/> 居住者の死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()
空家となった経緯

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

安中市長 様

誓約書

安中市空家リフォーム事業費補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

(補助対象建築物の所在地) 安中市

- 1 補助対象建築物が、申請日において現に空家であること。
- 2 補助事業の実施について、所有者の同意を得ていること。万が一、紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 3 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を補助金の目的以外の目的に供しないこと。
- 4 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を除却し、又は当該補助対象建築物の補助事業を行った部分に著しい改修を行わないこと。
- 5 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を売却する場合の残期間、譲り受ける者が3及び4を遵守する旨を契約書等に明記すること。
- 6 補助金の交付決定があった日が属する年度の翌年度から5年度間、当該年度の終了後1月以内に地域交流活動実績報告書により、地域交流活動の実績を市長に報告すること。
- 7 昭和56年3月31日以前に着工された補助対象建築物にあつては、当該補助対象建築物の耐震性を確保するよう努めること。
- 8 市が補助事業を市のホームページへの掲載等により事例を紹介することを了承すること。
- 9 補助対象建築物の活用に当たり、地域の良好な生活環境の維持及び周辺環境との調和に留意すること。

年 月 日

申請者（代表者）

住 所

氏 名

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

安中市長 様

同意書

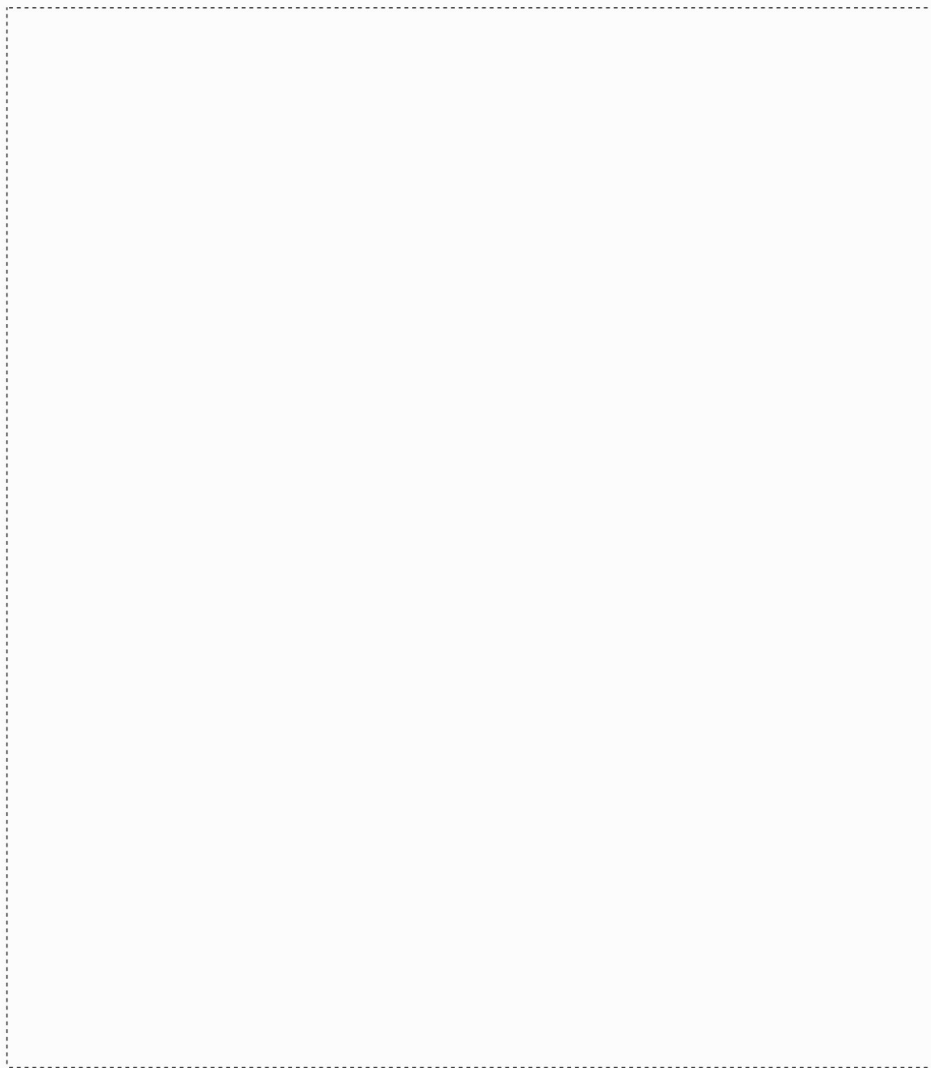
申請者 (代表者)	住 所	〒 ー		
	フリガナ		連絡先 (電話)	(自宅 ・ 携帯)
	氏 名			
補助対象建築物の所在地		安中市		

空家リフォーム事業費補助金の申請に当たり、私が所有する補助対象建築物又はその敷地について、申請者が補助事業を行うことに同意します。

土 地	所有者1	住 所
		氏 名
	所有者2	住 所
氏 名		
所有者3	住 所	
	氏 名	
建 物	所有者1	住 所
		氏 名
	所有者2	住 所
氏 名		
所有者3	住 所	
	氏 名	

様式第5号（第7条関係）

補助対象建築物の付近見取図



下記の内容を表示してください。

- 1 方位
- 2 補助対象建築物の範囲（補助対象建築物の範囲に斜線を記入してください。）
- 3 補助対象建築物の地番
- 4 周辺の道路名
- 5 周辺の目標となる建築物等

※ 付近見取図に代えて、地図の写しを添付することができます。

様式第6号（第7条関係）

着工前の現場写真

- ・ 工事の有無にかかわらず、外観の写真を提出してください。
- ・ 着工前と完了後の写真は、同じ方向から撮影してください。
- ・ 着工前写真のNo.と完了後写真のNo.がそれぞれ対応するようにしてください。
- ・ 複数の箇所を工事する場合は、それぞれの工事箇所を撮影してください。
- ・ 台紙が不足する場合は、複写してください。

No. _____

撮影日 _____

場所 _____

No. _____

撮影日 _____

場所 _____

No. _____

撮影日 _____

場所 _____

地域交流活動事業計画書

(1)	地域交流活動の名称	
(2)	開設する地域交流活動拠点の名称	(フリガナ)
(3)	地域交流活動の目的
(4)	期待される効果
(5)	地域交流活動の内容
(6)	地域交流活動の実施頻度	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> 毎週 () 回程度定期的を実施 <input type="checkbox"/> その他 () 回以上定期的に実施
(7)	主な利用予定者 ※ 対象者を限定せず、誰でも自由に参加できるようにしてください。	<input type="checkbox"/> 多世代交流 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 子育て中の人 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> その他 (具体的に： 利用者見込数： 1回当たり 人
(8)	地域交流活動の実施スケジュールの概要	
(9)	将来の展望
(10)	特記事項	

様式第8号(第7条関係)

地域交流活動運営計画書

地域交流活動拠点の名称：

年月日	内 容	参加(利用者) 見込数	説 明

団体概要書

(1)	団体名	フリガナ			
(2)	代表者氏名	フリガナ			
(3)	連絡責任者の氏名及び連絡先	フリガナ氏名			
		住所	〒 —		
		電話番号	(自宅 ・ 携帯)		
		FAX番号			
		E-mail			
(4)	主に団体運営に携わる者(10人まで) ※ 氏名は、必ず本人の了解を取った上で記入してください。				
	No.	氏名	年代	団体内での職名	団体運営における役割又は携わり方 (例) 近隣住民、空家所有者、専門家等
	①			代表者	
	②				
	③				
	④				
	⑤				
	⑥				
	⑦				
	⑧				
	⑨				
⑩					
(5)	設立年月日	年 月			
(6)	所属人数	人			
(7)	主な活動分野	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉の推進 <input type="checkbox"/> 社会福祉の推進 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツの振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救助活動 <input type="checkbox"/> 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 人権擁護・平和推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画 社会形成の促進 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 職業能力開発・雇用機会拡充 の支援 <input type="checkbox"/> 消費者保護 <input type="checkbox"/> 活動団体の連絡・助言・援助 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(8)	設立の目的	<hr/> <hr/> <hr/>
(9)	活動内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
(10)	活動実績	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※ 団体の定款、規約、会則、会員名簿等を添付してください。

※ 活動内容及び活動実績の内容の記載に代えて当該内容に係る資料を別紙として添付することができます。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

安中市長 様

委任状

私は、次の者に安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づく代理人としての補助金の申請等に係る手続を委任します。

(受任者)

住 所	〒 ー
会社名	
フリガナ 代理人氏名	
連 絡 先 電話番号	

年 月 日

委任者

住 所

氏 名
(代表者)

※ 窓口に来ることができる方を代理人としてください。

様式第11号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長



空家リフォーム事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました空家リフォーム事業費補助金の交付について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 補助対象建築物の所在地 安中市

2 決定の区分 交付 ・ 不交付

3 交付金額 円

4 交付条件

（不交付理由）

備考

- 1 補助事業に係る費用の増額による補助金額の増額は認めない。
- 2 交付決定者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- 3 交付決定者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長から報告の求めがあったときは、直ちに市長にその状況を報告すること。

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

安中市長 様

住 所

申請者
(代表者)

連絡先

空家リフォーム事業費補助事業変更（中止）申請書

年 月 日付けの交付決定について、次のとおり（変更・中止）したいので、安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

補助金交付決定 通知番号	年 月 日付け 第 号
当初の交付決定額	円 ①
変更後の補助事業に係る費用	円
変更後の申請額	円 ②
変更後の差引額	円 (②-①)
変更後の補助事業の概要	
変更の理由	

添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長

印

空家リフォーム事業費補助事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の内容の変更（中止）を承認したので、安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 承認後の補助対象経費 _____ 円

2 承認後の補助金額 _____ 円

備考 補助事業の内容の変更に伴い、当該補助事業に係る費用の額が増額した場合は、当該補助事業に係る補助金の額を増額しません。

様式第14号（第13条、第16条関係）

年 月 日

安中市長 様

住 所

申請者
(代表者)

連絡先

空家リフォーム事業費補助事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定のあった空家
リフォーム事業費補助金の交付に係る実績について、安中市空家リフォーム事業費
補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象建築物の所在地	安中市
補助事業に要した費用	円
補助金交付決定額	円
工 事 期 間	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日

添付書類

- (1) 補助事業に係る費用の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 補助事業に係る費用の内訳を示す書類
- (4) 補助事業の完了後の現場写真（様式第15号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第15号（第13条関係）

完了後の現場写真

- ・ 工事の有無にかかわらず、外観の写真を提出してください。
- ・ 着工前と完了後の写真は、同じ方向から撮影してください。
- ・ 着工前写真のNo.と完了後写真のNo.がそれぞれ対応するようにしてください。
- ・ 複数の箇所を工事する場合は、それぞれの工事箇所を撮影してください。
- ・ 台紙が不足する場合は、複写してください。

No. _____

撮影日 _____

場所 _____

No. _____

撮影日 _____

場所 _____

No. _____

撮影日 _____

場所 _____

様式第16号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長



空家リフォーム事業費補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました安中市空家リフォーム事業費補助金について、下記のとおり補助金額を決定しましたので、安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 交付決定金額 | 円 |
| <hr/> | |
| 2 交付確定金額 | 円 |
| <hr/> | |

様式第17号（第15条関係）

年 月 日

安中市長 様

住 所

申請者
(代表者)

㊞

連絡先

空家リフォーム事業費補助金請求書

空家リフォーム事業費補助金の交付確定の通知を受けたので、安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 交付確定額 円

3 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	当 座 ・ 普 通
口 座 番 号	
フリガナ 口座名義	

4 添付書類

通帳2枚目の写し(口座名義人及び口座番号を確認することができるもの)

様式第18号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

安中市長



空家リフォーム事業費補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった空家リフォーム事業費補助金について、下記の理由により取り消しましたので、安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

1 取消しに係る補助金額 円

2 取消理由

様式第19号(第18条関係)

地域交流活動実績報告書
(年度年間用)

安中市長 様

報告者 (団体名)

氏 名
(代表者)

年 月 日付け 第 号で交付決定があった補助事業に係る地域交流活動について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

開催日	参加者人数						事業内容
	高齢者	大人	子ども	障害者	関係者	合計	
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
計							

(続紙)

地域交流活動実績報告書(個別)

地域交流活動の 名称	
地域交流活動の 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
地域交流活動の 実施内容	----- ----- ----- ----- -----
参加者	
成果及び 今後の課題	(成 果) ----- ----- ----- ----- (課 題) ----- ----- -----

※ 地域交流活動1回につき、1枚の提出とする。

様式第1号（第7条関係）

（平29告示17・令4告示54・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

（令4告示54・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平29告示17・令4告示54・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（令4告示54・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第9号（第7条関係）

（令4告示54・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（令4告示54・一部改正）

様式第11号（第11条関係）

様式第12号（第12条関係）

（令4告示54・一部改正）

様式第13号（第12条関係）

（平30告示70・追加）

様式第14号（第13条、第16条関係）

（平30告示70・旧様式第13号繰下、令4告示54・一部改正）

様式第15号（第13条関係）

（平30告示70・旧様式第14号繰下）

様式第16号（第14条関係）

（平30告示70・旧様式第15号繰下）

様式第17号（第15条関係）

（平30告示70・旧様式第16号繰下）

様式第18号（第16条関係）

（平30告示70・旧様式第17号繰下）

様式第19号（第18条関係）

（平30告示70・旧様式第18号繰下、令4告示54・一部改正）